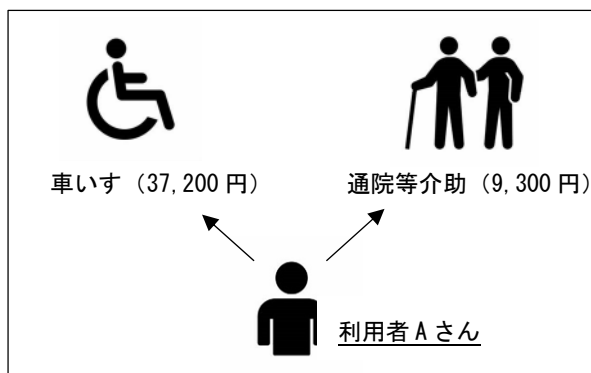


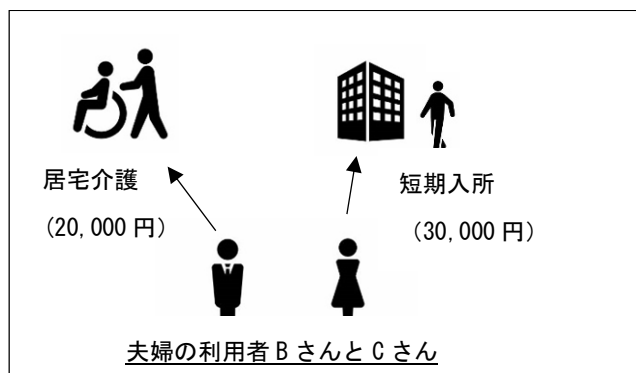
高額障害福祉サービス等給付費のご案内

高額障害福祉サービス等給付費は要件を満たす場合に、障害福祉サービス等の利用者負担額の一部を返還する制度です。

1. ひとりで複数のサービスを利用する場合



2. 同世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる場合



世帯におけるひと月の利用者負担の合計が基準（37,200円）を超える場合、障がい事業課に申請すると払い戻しされる制度

★Aさんの場合（基準額＝37,200円）

種別	負担額
障害福祉サービス	9,300円
補装具の支給	37,200円

【世帯の利用者負担額の合計】

$$9,300円 + 37,200円 = 46,500円$$

【償還される金額】 $46,500円 - 37,200円 = 9,300円$

★夫婦であるBさんとCさんが福祉サービスを利用している場合（基準額＝37,200円）

種別	負担額
障害福祉サービス(夫)	20,000円
障害福祉サービス(妻)	30,000円

【世帯の利用者負担額の合計】 $20,000円 + 30,000円 = 50,000円$

【償還される金額】 $50,000円 - 37,200円 = 12,800円$

【世帯について】

種別	合算の対象となる世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18, 19歳は除く)	障がいのある方(ご本人)とその配偶者
18歳未満の障がい児 (施設に入所する18, 19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

【対象となるサービス】

種別	例
障害者総合支援法に基づくサービス	居宅介護、短期入所、生活介護、就労移行など
補装具費※	車いす、義手、杖など
障害児入所支援	医療型障害児入所支援、福祉型障害児入所支援など
介護保険法に基づくサービス※	訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリなど

※同一の人が障害福祉サービスを併せて利用している場合に限ります。

【支給される償還額】

世帯のサービス利用料(利用者負担額)の合計と**基準額**との差額が支給されます。

【基準額】 37,200円

※受給者証に記載されている利用者負担上限月額のうち、高い方が基準額となります。(障がい児の特例)

1人の障がい児が2枚の受給者証で複数のサービスを受けている場合

同一世帯に属する障がい児の兄弟姉妹がそれぞれサービスを利用し、同一の保護者がその支給決定を受けている場合

(参考)市民税所得割額28万円未満の世帯における利用者負担上限月額

在宅系サービスを利用する場合・・・4,600円

入所系サービスを利用する場合・・・9,300円

- 介護保険サービス利用者については、同一の方が障害福祉サービスも併用している場合に限り合算対象となります。
- 高額障害福祉サービス等給付費等の「世帯の基準額」は受給者証の「負担上限月額」と異なる場合があります。
- 補装具費の支給がある月は、補装具費の上限額が基準額となります。

【問い合わせ先】

〒279-8501 浦安市猫実1丁目1番1号(3階)
浦安市 福祉部 障がい事業課 障がい事業係
電話 047-712-6397(直通) FAX 047-355-1294
メール shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp